



国連生物多様性の10年

生物多様性条約第5回国別報告書（案）に対する 意見の募集（パブリックコメント）について

平成26年1月27日（月）
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室
（代表：03-3581-3351）
（直通：03-5521-8275）
室長：奥田 直久（内：6480）
補佐：中山 直樹（内：6485）
担当：市川 智子（内：6482）

生物多様性条約第5回国別報告書（案）について、広く国民の皆様からご意見をお聴きするため、平成26年1月27日（月）から平成26年2月20日（木）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 経緯

生物多様性条約第26条に基づく国別報告書は、各締約国が条約の実施状況等を取りまとめ、生物多様性条約事務局へ提出するものです。提出後は、条約事務局のホームページ（<http://www.cbd.int/>）で公開されます。国別報告書は過去4回（1997年12月、2001年9月、2005年11月、2009年3月）提出されており、今回で5回目となります。

第5回国別報告書は、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された「生物多様性戦略計画2011-2020」の実施状況と其中的「愛知目標」の進捗状況を評価するための基礎情報となります。また、第5回国別報告書の情報は「地球規模生物多様性概況第4版（GB04）」にも反映され、2014年10月に韓国・ピョンチャンで開催される生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）で議論される愛知目標の中間評価の基礎となります。

この度、現在実施中の生物多様性国家戦略2012-2020（愛知目標の採択を受け2012年9月に策定）の点検内容を踏まえ国別報告書（案）を作成しましたので、広く国民の皆様からご意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施いたします。

なお、生物多様性国家戦略2012-2020の点検結果については別途パブリックコメントを実施します。

2. 概要

第1章：生物多様性の状況、傾向と脅威

生物多様性の重要性、状況や傾向に関する主な変化、危機の構造、生物多様性の変化による生態系サービス、社会経済、文化への影響、生物多様性の将来シナリオについて説明しています。

第2部：生物多様性国家戦略の実施状況及び生物多様性の主流化

生物多様性国家戦略の策定経緯、生物多様性国家戦略 2012-2020 の概要、第4回国別報告書以降の施策の進展、生物多様性の主流化に関する状況、生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況について説明しています。

第3部：愛知目標の達成状況及びミレニアム開発目標への貢献

生物多様性国家戦略 2012-2020 の点検内容を踏まえ、愛知目標を踏まえた国内目標の達成状況、ミレニアム開発目標の成果への貢献、条約の実施から得た教訓について説明しています。

3. 意見募集対象

生物多様性条約第5回国別報告書（案）

4. 意見募集期間

平成26年1月27日（月）から平成26年2月20日（木）17時まで
（郵送の場合は2月20日（木）必着）

5. 意見の提出方法

ご意見のある方は、次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールにてご提出をお願いいたします。意見募集様式に沿っていない場合、無効となる場合がありますのでご注意ください。電話での意見提出はお受けしかねますので、その旨御了承ください。

（意見提出様式） 各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名] 生物多様性条約第5回国別報告書（案）に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室あて

[氏名]（企業・団体の場合は、企業・団体名 / 部署名 / 担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[ご意見]（該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に御記載ください。）

1 該当箇所（ ページ 行目を記載してください。）

2 意見内容（100字以内で簡潔に記載してください。）

3 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

1枚の紙に複数の御意見を記入する際は、1～3を繰り返し記入してください。

6．意見提出先

(1) 郵送による提出

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室あて

封筒に「生物多様性条約第5回国別報告書(案)」と記載してください。

(2) ファックスによる提出

03-3591-3228

件名に「生物多様性条約第5回国別報告書(案)に関する意見」と記載してください。

締切間際は回線が混み合いますので、余裕をもってお送り下さい。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送り願います。

(3) 電子メールによる提出

NBSAP@env.go.jp

件名に「生物多様性条約第5回国別報告書(案)」と記載してください。

電子メールで提出される場合は、メール本文に必要事項を記載し、送信して下さい(添付ファイルや URL への直接リンクによるご意見は受理いたしません)。また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います。

(注意事項)

ご意見は、日本語でご提出ください。

ご提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があります。

ご提出頂いた個人情報は、ご意見の内容の確認等に利用させて頂く場合があります。また、ご意見の内容に応じ、関係府省に転送することがあります。

頂いたご意見に対する個別の回答はいたしかねます旨、御了承ください。

締切日までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については、無効といたします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産、プライバシー、著作権を侵害する内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

7．資料の入手方法

インターネットによる閲覧

- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken.html>
- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(パブリックコメントの対象となる資料)

生物多様性条約第5回国別報告書(案)